

様式第5号別紙3 賃上げ対象者名簿（重点支援業種事業所用）

事業所名：
(単位：円 税抜)

従業員氏名		生年月日	採用年月日	令和8年1月	賃上げ後 (令和8年7月)	賃上げ額 C=B-A	賃上げ率 D=C/A	要件 可否	備考
				対象賃金の 時間単価 A	対象賃金の 時間単価 B				
記載例	〇〇 〇〇	1995.10.1	2022.4.1	1,500	1,600	100	6.67%	可	事業場内最低賃金者
	〇〇 〇〇	1998.10.1	2023.4.1	1,550	1,600	50	3.23%	否	上記の引上げに伴い引上げが必要となる者
	〇〇 〇〇	1998.10.1	2023.4.1	1,580	1,620	40	2.53%	否	上記の引上げに伴い引上げが必要となる者
						-	-	可	
						-	-	可	
						-	-	可	

※事業場内最低賃金は、事業場内の常時雇用する従業員（雇入れ後6ヵ月を経過しているものに限る。）のうち、最も低い時間給（月給制などの場合は時給換算した額）を指します。
具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- (1) 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- (2) 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- (3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- (4) 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- (5) 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- (6) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

※なお、引上げにあたっては、次のとおり取り扱います。

- (1) 引上げの対象となる者は、令和8年1月において、事業内最低賃金である者となります。
- (2) 使用者の責めに帰すべきものでないと財団理事長が認める理由により、前号の者が引上げ後の月を通して在籍していない場合、又は、前号の者の賃金が4.3%以上の引上げとならなかった場合は、その者を除いて事業内最低賃金である者が対象となります。
- (3) 令和8年1月において、事業内最低賃金である者が、引上げ後の月においても、事業内最低賃金である者となるように、補助対象事業所内の他の常時雇用する従業員（試用期間である者を除く。）についても引上げを実施することが必要です。
- (4) 引上げ後の月において、試用期間である者についても、事業内最低賃金である者と同額の引上げを行うことが必要です。

※事業内最低賃金の対象者だけではなく、(3)に該当し、引上げが必要となる方についても記載をして下さい。

※1円未満の端数が出た場合は、50銭未満は切り捨て、50銭以上は1円に切り上げを行い、その賃金額を基準に比較します。(端数処理後の数字比較で4.3%以上の賃上げが必要です。)